

## 住宅災害共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款の規定によるほか、この規約の規定により、この会の定款第63条（事業の品目等）第1項第2号に掲げる事業を実施 <b>【削除】</b> します。</p>	<p>(通 則)</p> <p>第1条 日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、この会の定款の規定によるほか、この規約の規定により、この会の定款第63条（事業の品目等）第1項第2号に掲げる事業を実施 <u>するものと</u> します。</p>
<p>(共済契約の型)</p> <p>第3条 この会は、この会の実施する生命共済に組み合わせて住宅災害共済を実施します。各共済契約における口数の <u>組合せ</u>（以下「共済契約の型」といいます。）および各共済契約の型の共済掛金額は、生命共済事業細則に定めます。</p>	<p>(共済契約の型)</p> <p>第3条 この会は、この会の実施する生命共済に組み合わせて住宅災害共済を実施します。各共済契約における口数の <u>組み合わせ</u>（以下「共済契約の型」といいます。）および各共済契約の型の共済掛金額は、生命共済事業細則に定めます。</p>
<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第10条 <b>【中略】</b></p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～ウのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p>	<p>(共済金受取人の代理人)</p> <p>第10条 <b>【中略】</b></p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～ウのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます。なお、細則に定める方法により共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p>

新条文	旧条文
<p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できます</u>。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>8. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>について</u>共済金を</p>	<p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることが<u>できるものとします</u>。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p><b>〔中略〕</b></p> <p>8. 本条の規定にかかわらず、故意に共済金の支払事由を生じさせた者または故意に共済金受取人<u>を</u>共済金を請求で</p>

新条文	旧条文
<p>請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての<u>取扱い</u>を受けることができません。</p>	<p>きない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての<u>取り扱い</u>を受けることができません。</p>
<p>(重要事項の提示)  第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます。）に対し、この規約および細則に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下 <b>〔削除〕</b>「重要事項」といいます。）をあらかじめ正確に提示します。  <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(重要事項の提示)  第11条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」といいます。）に対し、この規約および細則に定める事項のうち、共済契約に関する重要な事項（以下 <u>「重要事項」と</u>いいます。）をあらかじめ正確に提示します。  <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(共済契約の申込み)  第12条 <b>〔中略〕</b>  2. 前項の<u>共済契約</u>の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第20条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第16条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に払い込まれたものとします。  <b>〔中略〕</b>  4. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合に</p>	<p>(共済契約の申込み)  第12条 <b>〔中略〕</b>  2. 前項の <b>〔挿入〕</b> 申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額（以下「初回掛金」といいます。）を、共済契約申込書提出の日（以下「申込日」といいます。）から3ヵ月以内に、第20条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして <u>取扱い</u> します。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第16条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、第21条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に払い込まれたものとします。  <b>〔中略〕</b>  4. 前項の規定により共済契約の申込みを撤回した場合に</p>

新条文	旧条文
<p>は、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が<u>払い込まれて</u>いたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p>	<p>は、当該共済契約は成立しなかったものとし、この会は、初回掛金が<u>払込まれて</u>いたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払戻すものとします</u>。</p>
<p>(共済契約申込みの諾否) 第14条 <b>〔中略〕</b> 5. この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p>	<p>(共済契約申込みの諾否) 第14条 <b>〔中略〕</b> 5. この会は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻すものとします</u>。</p>
<p>(共済契約の更新および更改) 第15条 <b>〔中略〕</b> 3. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の<u>申出</u>がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、前条第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。 <b>〔中略〕</b> 7. 第2項および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が<u>払い込まれて</u>いたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻します</u>。</p>	<p>(共済契約の更新および更改) 第15条 <b>〔中略〕</b> 3. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の<u>申し出</u>がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、前条第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。 <b>〔中略〕</b> 7. 第2項および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が<u>払込まれて</u>いたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に<u>払い戻すものとします</u>。</p>

新条文	旧条文
<p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>(共済契約の型の中途変更)</p> <p>第 17 条 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、生命共済事業における先進医療特約を付帯する変更の場合は、第 11 条 (重要事項の提示)、第 12 条 (共済契約の申込み) 第 1 項および第 14 条 (共済契約申込みの諾否) を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、細則に定める日から発生〔<b>削除</b>〕します。</p> <p>3. 第 1 項において、生命共済事業における先進医療特約を終了する変更の場合は、第 25 条 (共済契約の解約) を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生〔<b>削除</b>〕します。</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p>	<p style="text-align: center;">〔以下略〕</p> <p>(共済契約の型の中途変更)</p> <p>第 17 条 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、生命共済事業における先進医療特約を付帯する変更の場合は、第 11 条 (重要事項の提示)、第 12 条 (共済契約の申込み) 第 1 項および第 14 条 (共済契約申込みの諾否) を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、細則に定める日から発生<u>するもの</u>とします。</p> <p>3. 第 1 項において、生命共済事業における先進医療特約を終了する変更の場合は、第 25 条 (共済契約の解約) を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生<u>するもの</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">〔以下略〕</p>
<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第 20 条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第 2 編第 1 章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取り扱</u>っている場合に限りま</p>	<p>(共済掛金の払込経路)</p> <p>第 20 条 〔中略〕</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第 2 編第 1 章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを<u>取扱</u>っている場合に限りま</p>

新条文	旧条文
<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第21条 <b>〔中略〕</b></p> <p>6. 第2回目以後の共済掛金について、第19条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(共済掛金の口座振替)</p> <p>第21条 <b>〔中略〕</b></p> <p>6. 第2回目以後の共済掛金について、第19条(共済掛金の払込猶予期間)に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(質入れ等の禁止)</p> <p>第22条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、返戻金および契約者割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することが<u>できません</u>。</p>	<p>(質入れ等の禁止)</p> <p>第22条 共済契約者および共済金受取人は、共済金、返戻金および契約者割戻金等を請求する権利を質入れまたは譲渡することが<u>できないものとします</u>。</p>
<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)</p> <p>第23条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、被共済者の居住する住宅が、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、第37条(共済金の種類と共済金額)に定める火災等または風水害等によって損害を被った場合に限り、共済期間中の事由とみなし、損害の程度に応じて共済金を支払います。ただし、他<u>にこの会が実施する</u>住宅災害共済<u>事業にかかる共済</u>契約が継続しており、同一事由について共済金が支払われる場合については、重複して共済金を支払いません。</p>	<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)</p> <p>第23条 この会は、新規契約の申込みを承諾し、共済契約が発効した場合には、被共済者の居住する住宅が、申込日の翌日から発効日の前日までの期間に、第37条(共済金の種類と共済金額)に定める火災等または風水害等によって損害を被った場合に限り、共済期間中の事由とみなし、損害の程度に応じて共済金を支払います。ただし、他<u>の</u>住宅災害共済<u>の</u>契約が継続しており、同一事由については、重複して共済金を支払いません。</p>

新条文	旧条文
<p>〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定は、第26条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>することができます</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔中略〕</p> <p>3. 第1項の規定は、第26条（共済契約の無効）第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用<u>できるものとします</u>。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済契約の無効）</p> <p>第26条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項各号の場合において、当該共済契約についてすでに<u>払い込まれた</u>共済掛金を共済契約者に返還します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（共済契約の無効）</p> <p>第26条 〔中略〕</p> <p>2. この会は、前項各号の場合において、当該共済契約についてすでに<u>払込まれた</u>共済掛金を共済契約者に返還します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済契約の解除）</p> <p>第27条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(2) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該<u>共済契約の</u>被共済者にかかわる共済事故（第23条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由と</p>	<p>（共済契約の解除）</p> <p>第27条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(2) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該<u>〔挿入〕</u>被共済者にかかわる共済事故（第23条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由と</p>

新条文	旧条文
<p>みなされる事由を含みます。)が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(3) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>(4) 前3号のほか、この規約による共済契約を付帯する生命共済契約の解除をすることができない場合に該当するとき</p>	<p>みなされる事由を含みます。)が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(3) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>(4) 前3号のほか、この規約による共済契約を付帯する生命共済契約の解除をすることができない場合に該当するとき</p>
<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p>第33条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 共済契約者が死亡した場合には、その共済契約の被共済者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継することができます。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>(共済契約による権利義務の承継)</p> <p>第33条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 共済契約者が死亡した場合<b>〔挿入〕</b>、当該共済契約の被共済者が、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合<b>〔挿入〕</b>は、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継<b>できるもの</b>とします。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(必要事項の報告)</p> <p>第35条 共済契約者は、この会が、共済契約の維持または共済金の支払い<b>い</b>上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>	<p>(必要事項の報告)</p> <p>第35条 共済契約者は、この会が、共済契約の維持または共済金の支払<b>〔挿入〕</b>上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。</p>
<p>(共済金の支払い)</p> <p>第42条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 前項の確認をするために、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が必要な場合には、前2項に<b>かかわらず</b>、この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、次の各号に定める日数(各号</p>	<p>(共済金の支払い)</p> <p>第42条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 前項の確認をするために、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が必要な場合には、前2項に<b>関わらず</b>、この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後、次の各号に定める日数(各号</p>

新条文	旧条文
<p>のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最長の日数)が経過する日までに共済金を支払います。</p> <p>(1) 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他法令に基づく照会が必要な場合 90日</p> <p>(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 180日</p> <p>(3) 調査または確認先が日本国外にある場合 180日</p> <p>(4) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された地域において調査または確認等が必要な場合 60日</p> <p>(5) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 360日</p> <p>4. この会は、<b>削除</b>共済契約について、共済期間(共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。)中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最長の日数)が経過する日までに共済金を支払います。</p> <p>(1) 弁護士法(昭和24年6月10日法律第205号)その他法令に基づく照会が必要な場合 90日</p> <p>(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合 180日</p> <p>(3) 調査または確認先が日本国外にある場合 180日</p> <p>(4) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された地域において調査または確認等が必要な場合 60日</p> <p>(5) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 360日</p> <p>4. この会は、<b>当該</b>共済契約について、共済期間(共済契約が更新契約の場合は、更新前の共済期間を含みます。)中の未払込共済掛金があるときは、支払うべき共済金からその金額を差し引くことができます。</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第45条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災(ただし、第43条(共済金を支払わない場合)に規定する事由によるものを除きます。)により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合は、総会の議決を経て、共済金の分割支払い、</p>	<p>(戦争その他の非常な出来事の場合)</p> <p>第45条 この会は、戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災(ただし、第43条(共済金を支払わない場合)に規定する事由によるものを除きます。)により、共済契約に関する所定の共済金を支払うことができない場合は、総会の議決を経て、共済金の分割</p>

新条文	旧条文
<p>支払いの延期または削減をすることが<u>できます</u>。</p>	<p>支払い、支払いの延期または削減をすることが<u>できるもの</u>とします。</p>
<p>(契約者割戻金)  第 48 条 この会は、次条の規定により<u>事業年度末において</u>積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割当て</u>をおこないます。  2. <u>割当て</u>の対象となる共済契約は、付帯しておこなう生命共済と同じ<u>です</u>。  <b>〔中略〕</b>  5. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約しません</u>。</p>	<p>(契約者割戻金)  第 48 条 この会は、次条の規定により <b>〔挿入〕</b> 積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の<u>割り当て</u>をおこないます。  2. <u>割り当て</u>の対象となる共済契約は、付帯しておこなう生命共済と同じ<u>もの</u>とします。  <b>〔中略〕</b>  5. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを<u>約さないもの</u>とします。</p>
<p>(クレジットカード払特則の適用)  第 56 条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申し込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。  <b>〔中略〕</b>  3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を<u>おこないません</u>。</p>	<p>(クレジットカード払特則の適用)  第 56 条 この特則は、共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を<u>申込み</u>、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。  <b>〔中略〕</b>  3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を<u>おこなうもの</u>とします。</p>
<p>(共済掛金の払込み)  第 57 条 <b>〔中略〕</b>  3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこな</p>	<p>(共済掛金の払込み)  第 57 条 <b>〔中略〕</b>  3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこな</p>

新条文	旧条文
<p>た後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取り扱</u>います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>	<p>った後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして<u>取扱</u>います。</p> <p>(1) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</p> <p>(2) 当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</p> <p><b>〔以下略〕</b></p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2023年(令和5年)6月16日規約一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日(2023年(令和5年)8月24日)より施行し、2024年(令和6年)9月1日から適用します。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>〔新設〕</b></p>